

三者施工協議会実施要領

（目的）

第1条 三者施工協議会（以下「協議会」という。）は、大阪広域水道企業団の発注する工事において、発注者、工事請負業者（以下「受注者」という。）及び当該工事の詳細設計を担当したコンサルタント（以下「設計者」という。）の三者により開催するものとする。協議会は、当該工事に係る設計意図を設計者から受注者に正確に伝え、るとともに、三者間の設計思想・設計条件・現場条件等の情報共有を行うことにより、公共工事の品質確保の促進及び円滑な事業推進を図ることを目的とする。

（協議会の構成）

第2条 協議会の構成は、次のとおりとする。

- （1）発注者：主任監督員、監督員（必要に応じ総括監督員）等
- （2）受注者：現場代理人、監理技術者（主任技術者）等
- （3）設計者：詳細設計担当技術者、管理技術者等

（対象工事）

第3条 協議会の対象工事は、原則として、次のア及びイを満たすものとする。

- ア 現場条件が厳しい、又は特殊であり施工に高度な技術を要する工事
- イ 発注所属が必要と判断した工事

（開催の事前通知）

第4条 発注者は、原則として、設計委託発注の際、当該委託の成果をもって発注する工事において協議会を開催することがある旨を業務委託契約書の特記仕様書に明記するものとする。

- 2 発注者は、前条の対象工事発注の際、当該工事が協議会の対象工事である旨を建設工事請負契約書の特記仕様書に明記するものとする。

（協議、検討事項）

第5条 協議会で協議、検討する事項は、次のとおりとする。

- （1）詳細設計思想、施工上の留意点等
- （2）設計条件及び現場条件
- （3）その他

（開催時期及び開催回数）

第6条 協議会は、受注者による現地調査、設計照査等の完了後、受注者の疑問点等の解明又は設計者による設計意図の説明を目的に、発注者が日程調整を行い開催する。

- 2 開催時期は、工事請負契約締結後、おおむね30日以内とする。
- 3 開催回数は、1回を原則とするが、施工条件に大幅な変化が生じた場合等で、発注者が必要と認めるときは、複数回開催することができる。

（協議会の実施）

第7条 発注者、受注者及び設計者は、次のとおり協議会を実施するものとする。

- （1）開催準備

①受注者

- ・発注者から、工事に関する説明を受けた後、設計委託業務成果品等が必要な場合は貸与を申し出る。
- ・現地調査・測量及び設計照査を行う。
- ・照査結果の報告書及び施工計画書立案に際しての疑問点や確認すべき点がある場合は「質問・回答書」（様式１）に質問内容等を記入し、発注者に提出する。
- ・その他、協議会における説明資料を作成する。

②発注者

- ・工事請負契約締結後速やかに、工事に関する施工条件、特記仕様書の内容、関係機関との調整状況等について、受注者に説明する。
- ・受注者から提出された「質問・回答書」の質問内容等を確認し、設計成果に関するものについては、受注者を通じて設計者にその内容を伝え、それ以外のものについては回答を作成する。

③設計者

- ・受注者から提出された「質問・回答書」に対する回答を取りまとめるとともに、協議会において設計思想、留意点等を説明する資料を作成する。
- ・協議会において、事業目的、関係機関との調整状況、現場条件等の工事全般に関する注意事項等を説明する資料を作成する。

（２）協議会の運営

①発注者は、協議会の進行を行う。

②受注者は、設計照査及び現地調査の結果を報告するとともに、施工計画立案に際しての疑問点や確認すべき点について説明する。

③設計者は、設計思想や施工上の留意点などを説明するとともに、設計成果に関する質問について回答する。

④発注者は、設計成果に関する質問以外の質問について回答する。

⑤会議の参加者は、設計思想や施工上の留意点、施工計画案に関する疑問点等について確認する。

（３）協議簿の作成

- ・受注者は、協議簿（様式２）を作成し、発注者及び設計者に提出する。
- ・発注者及び設計者は、協議簿の内容を確認の上、必要に応じて追記・修正し、受注者に返却する。
- ・受注者は、作成した協議簿を発注者に提出する。

（費用負担）

第８条 協議会の開催に係る費用は、工事の請負代金額に含まれており、設計者の会議出席に係る費用は、受注者が設計者に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

設計図書照査に伴う質問・回答書

工事名：

番号	項目	質問内容	回答	資料番号

(様式 2)

協議簿

[illegible]

※A4サイズで3部作成し、発注者、受注者、設計者、各1部を保有するものとする。